

アートテン・テクノロジー倶楽部 会員規約

1. 名称

本会の名称は、アートテン・テクノロジー倶楽部と称し、アートテン・テクノロジーの実践者、導入希望者、また、アートテン商品やアートテン農産物を利用する方々の親睦団体である。

2. 運営

本倶楽部は、一般社団法人アートテン技術普及協会本部内に事務局をおき、運営にあたる。

3. 目的

本倶楽部は、アートテン・テクノロジーを正しく活用して、日本の第一次産業の再生、都市農業の普及・推進、環境の改善を行うものとする。その他あらゆる分野へのアートテン・テクノロジーの提供により、品質の改善と向上を主とした活性化事業を行うことで、我が国の食糧危機、少子超高齢社会などの問題を独自の方法で解決し、新しい価値観である「成熟社会」に向けた様々な活動を行うことを目的とする。

4. 会員・会員資格

一般社団法人アートテン技術普及協会が入会を認めた企業・団体・個人により編成するものとする。
アートテン・テクノロジーを正しく理解し、実践できることをもって会員資格とする。

5. 年会費・入会金

一般社団法人アートテン技術普及協会に入会を希望する企業・団体・個人は、以下の会員種別の何れかに申請し、事務局において入会を認められ、以下の年会費を納入した方に会員資格を与えることとする。

◇ 入会金 …… 20,000 円（アートテンカード 4 枚を含む） ※1 ※2

○ 正会員 …… 年会費 12,000 円

以下の項目のいずれかにあてはまる方は正会員に該当いたします。

- ・生産物の販売を希望される専業農家 / 兼業農家 / 家庭菜園の方。
- ・作付面積に関わらず、本格的に農業を実践されており、高品質の農産物を作りたい方。
- ・アートテン・テクノロジーの導入を希望する圃場が複数ある場合。

※畜産関係の方も上記同様といたします。

○ 準会員 …… 年会費 6,000 円

ベランダや庭先でのプランター栽培、極小規模（数坪）のガーデニングを実践されている方。

○ メーカー・商社会員 …… 年会費 12,000 円

アートテン・テクノロジーを活用して商品開発をされている個人・団体・企業様など。
もしくは、アートテン関連商品の販売をされている個人・団体・企業様など。

○ サポーター会員 …… 年会費兼入会金 3,000 円

上記の種別に属さない方で、アートテン農産物や商品を会員価格で購入されたい方や、講演会・研修会などのイベント情報の取得を希望される個人・団体・企業様。

※1 サポーター会員はアートテンカードを提供しないため入会金 20,000 円は必要ありません。

※2 入会金は初年度のご入会時のみにお支払いいただき、アートテンカード 4 枚を含んだ金額となります。

6. 会員資格の発効・失効

一般社団法人アートテン技術普及協会に正規の入会申請書一式に正しく記入し、申込みをされた後、協会が定める年会費の入金確認がとれた方へは後日会員証を発行いたします。
アートテンの名前を用いて、その他の活動の勧誘に利用した場合や、他の会員に迷惑となるような行為、また、アートテンの秩序を乱す行為であると事務局が判断した場合は会員の資格を失効するものとする。

7. 登録内容の変更届け出義務

個人情報（住所・連絡先など）や圃場データに変更が生じた場合、速やかに協会に連絡を申し出る必要がある。会員からの登録内容変更通知の未遂、不備、誤りなどにより生じた本人への不利益に対して協会は一切の責任を負わない。

8. 会員の退会

- 会員自らの意志によって退会を申し出た場合 ※3
- 年会費の納入を3か月以上滞納した場合 ※4
- 登録内容（住所・連絡先など）の変更届けが無く、協会からの郵便物などが連続して返送される場合
- 本規約に違反された場合
- 虚偽の資格を使用した場合
- 協会の信用を著しく失墜させる行為を働いた場合、また本規約第6項に該当する行為を働いた場合
- 社会通念上、会員として認められないと判断した場合

※3 退会された場合、いかなる理由でも本会への再入会はできません。

※4 数回にわたる年会費納入のご案内に対しての意思表示が無い場合は、自動的にアートテン技術の提供を停止する場合がございますので予めご了承ください。

9. 会員特典

アートテン・テクノロジー倶楽部に入会された企業・団体・個人は以下の会員特典を受けることができる。

- 協会が管理するホームページ内の会員専用サイトにて、任意の情報公開制度を閲覧することができる。
- 会員同士での情報交換や農産物の売買が自由に出来るようになります。 ※5
- 協会が管理する「アートテン商品」、及び「協会認定商品・資材」を会員価格で購入することができる。
- 協会が主催する各種セミナー、研修会やイベントに優先的に参加出来る権利を有します。
- 協会が提供するアートテン情報（会報誌、講演会、イベント）を取得することが出来ます。
- アートテンブランド認定を受けた農産物は、協会の関係販売先への出荷が可能になります。

※5 協会を介さない会員同士のやり取りで生じたいかなるトラブルに対して協会は一切の責任を負わない。

10. 個人情報の取り扱いについて

以下の方針に基づき、お客様の個人情報の安全、且つ適正な取扱いに務めます。

- (1) 個人情報の収集方法
- (2) 個人情報の利用目的
- (3) 個人情報の管理・保護方針
- (4) 個人情報の開示
- (5) 個人情報の訂正、削除

11. 会員登録の期間

- (1) 会員登録期間は、会費を納入された月日から1年間とする。
- (2) 会費は原則として登録月に1年分の会費を一括納入とする。
- (3) 期間内に脱会された場合でも、一度納入された会費の返還はいたしません。
- (4) 入会月から一年ごとに年会費の徴収を協会からご案内いたします。年会費の納入をもって、アートテン技術の情報更新、及びアートテン技術の提供を継続いたします。

12. 会則の変更

本会則は、理事会・事務局によって毎年度内容を協議し、会員の事前の許可なく変更する場合があります。